特許＆技術レポート

河　合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-10

ハイライト：

韓国国外で使用する営業秘密の原本証明書、政府が認証！	1
33年ぶりに特許使用料に関する判例が変更…税金の支払いは韓国へ	2
ソルス「米国裁判所、SKネクシリスの営業秘密併合申請を棄却」	3
訂正請求を伴う特許取消決定の取消範囲に関する事件	4
韓国の研究チーム、28年に及ぶ暗黒物質の謎を解く…「ノーベル賞への一歩」	5
旅行商品名を安易に使って訴訟? ブラックヤク、商標権争いに巻き込まれる	6
女性のデザイン出願割合、25年間で約5倍に増加	7

IP制度

韓国国外で使用する営業秘密の原本証明書、政府が認証！

アポスティーユ発給により、韓国企業の技術保護が一層強化されることが期待

韓国知識財産処（旧称：韓国特許庁）および在外同胞庁は、9月15日より「営業秘密原本証明書」について、公証なしでアポスティーユ*の発給を開始すると発表した。

*アポスティーユ(Apostille)：韓国で作成され、他国に提出する公文書に対する認証書。

営業秘密原本証明書とは、原本である電子ファイルの固有値を原本証明機関*に登録し、外部流出や証拠不足の懸念なく、営業秘密の存在有無および保有時点を証明**できる資料である。

*韓国知識財産処指定の原本証明機関(4箇所)：韓国知識財産保護院、LG CNS、RedWit、オンヌリ国際営業秘密保護センター(2025年9月時点)

**原本証明書を発給された者は、電子指紋登録時に当該電子文書の記載内容どおりに情報を保有していたものと推定(韓国不正競争防止法第9条の2第3項)

アポスティーユは、他国に提出する韓国の文書について、在外同胞庁長官などがその真偽を確認し、海外でも韓国の文書が効力を持つようにする認証書であって、関

連法令*に基づく公文書(韓国政府機関が発給した文書、公証文書など)に限り発給されている。

*「公文書に対するアポスティーユおよび本部領事確認書の発給に関する規定」(大統領令)

これまで営業秘密原本証明書は、韓国政府機関ではなく韓国知識財産保護院などで発給していたため、公証人の公証を受けなければアポスティーユを申請できず、公文書として認められないという制限があった。

今後はアポスティーユ発給対象に「営業秘密原本証明書」が含まれるため、韓国企業は公証手続きを経ることなくアポスティーユ発給が可能となり、時間的・経済的負担が大幅に軽減されると予想される。

さらに、営業秘密原本証明書を海外での紛争発生時に公的な証拠資料として活用することが可能となり、知識財産保護の一層強化が期待される。

知識財産処の産業財産保護協力局長は、「韓国企業が原本証明サービスを海外でも活用し、営業秘密を強く保護できる環境が整ったという点で大きな意義がある」と述べた。

特許判例

33年ぶりに特許使用料に関する判例が変更

税金の支払いは韓国へ

SKハイニックスが利川(イチョン)税務署長を相手取って起こした法人税還付訴訟において、大法院は、韓国で未登録の特許であっても、その使用料は源泉所得に該当するとして、33年ぶりに従来の判例を覆し、課税が正当とする判決を下した。韓国国税庁は、海外特許を使用する企業から今後は数十兆ウォン規模の税収を得る見通しで、従来は米国法人が米国に納めていた税金を、韓国企業が韓国に納める方式に変わっていくと見られる。

業界によると、サムスン電子、SKハイニックスなどの技術企業は、大法院の判決に基づく特許使用料課税の動きを注視している。大法院全員合議体は、SKハイニックスが利川税務署を相手取って起こした更正拒否処分取消訴訟において、原告が勝訴した原審の判決を破棄し、事件を水原高等法院に差し戻した。

この判決の意味は、米国企業が所有する特許に対して韓国企業が使用料を支払って利用している場合、それも課税対象になるということだ。当初、法院は特許権の属地主義を根拠に、韓国に未登録の特許に対する使用料を課税対象とみなすことはできないという立場を維持していたが、今回、33年ぶりに判例が変更された。

この訴訟は、2015年にSKハイニックスが税務当局に対して過剰納付した法人税を還付請求したことから始まった。SKハイニックスは2011年、米国現地の特許管理法人(NPE)と半導体関連の特許権侵害紛争を抱えたが、2013年に和解契約を結び、紛争を終結させる代わりに、SKハイニックスは5年にわたって毎年160万ドル(約2億4,000万円)の特許使用料を支払うことに合意した。

その後、SKハイニックスは2014年1月に使用料160万ドルを支払い、それに対する法人税として3億1,000万ウォン(約3,400万円)を韓国に納付した。しかし、SKハイニックスは2015年6月、韓米租税協定によって米国の特許使用料は韓国国内で課税対象になり得ないと主張し、法人税の還付を請求した。特に、SKハイニックスが使用した特許は米国でのみ登録された特許権であるため、法人税法上、外国法人の韓国国内の源泉所得に該当しないと主張した。

しかし、韓国国税庁はこの更正請求を拒絶し、訴訟へと発展した。争点は、韓米租税条約上の「特許の使用」という文言をどのように解釈すべきかという点であった。韓米租税条約によると、特許を使用した対価として支払われる使用料による所得の源泉は、その特許の使用地に定められている。

第一審、第二審は、従来の判例を基準にSKハイニックスの主張を認め、「特許権属地主義の原則上、特許権は登録された国家の領域外では侵害されない」とし、「その特許を使用したり、使用の対価を支払うこと自体をそもそも想定できない」と判断した。SKハイニックスが支払った使用料は、韓国に未登録の特許権に関するものであって、韓国内の源泉所得には当たらないという趣旨である。

大法院まで争われたこの訴訟は、第一審、第二審とはまったく異なる結果となった。大法院は、10名の大法官による多数意見をもって、韓国に未登録の特許権であっても、その特許技術を韓国内で製造・販売するために使用し対価を支払うのであれば、国内源泉所得に該当するという判決を下した。

大法院は、「韓米租税条約における『特許の使用』とは、特許権自体ではなく特許技術の使用を意味する」とした上で、「特許権属地主義は、韓米租税条約でいうところの特許の使用地と関連付けて考慮すべき原則ではない」と判断した。

さらに、「特許権属地主義とは、特許技術の韓国内での使用が、国外の特許権者の権利を侵害する行為には当たらないことを意味するに過ぎない」とし、「これにより特許技術を韓国内で使用できないというわけではなく、また、その特許技術に財産的価値がなく、使用料を支払うことが想定されないという論理になるわけでもない」と強調した。

今回の大法院の判決により、韓国国税庁は、韓国内に恒久的施設を有していない米国企業の特許に対しても、韓国で源泉徴収を行い、法人税を課すことが可能となった。韓国国税庁はこの判決直後に声明を出し、「韓国で未登録の特許に対する韓国国内の課税権を確保し、国庫拡充という国税庁の根本的使命を果たすことができるようになった」と表明した。

韓国政府は今後、企業の特許使用料に関して数兆ウォン規模の莫大な税金を確保できるものと予想している。韓国国税庁によると、現在、同様の訴訟で争われている税額は4兆ウォン(約4,300億円)を超えており、「今回の判例変更がなければ国富の流出が起こっていた」とし、「長期的には数十兆ウォンに達する税収効果が見込まれるだろう」と述べている。

韓国国税庁の長官も、「国税庁は国富流出を防ぎ、政府の政策を支える国家財源を確保するため、正当な課税処分を最後まで維持し、韓国国内の課税権を守るための努力を今後も続ける」と述べた。

業界の一部では、今回の判決で韓国企業の法人税負担が増えるのではないかという意見もあるが、韓国国税庁はこれを否定している。関係者は、「これまで特許使用料を受領していた米国法人が米国国税庁に納めていた税金を、韓国企業が韓国国税庁に納めるよう納付先が変更になっただけで、実質的には韓国企業の税金負担が大きくなるわけではない」と述べ、「特許を提供する米国法人も、米国国税庁の関連法令に従って韓国に既に納税したものとみなされるため、二重課税となることはない」としている。

一方、この訴訟の発端となった特許使用料は、業界にとって先端化が進むほど避けて通れない巨額コストとなっている。半導体製造のように高度な技術を要する分野では、多数の海外特許を使用する必要があるため、特許使用料の負担は年々急増している。サムスン電子の場合、今年第2四半期の半期報告書によると、今後の支払いに備えて計上された技術使用料に関する引当負債だけでも2兆1,369億ウォン(約2,300億円)に上る。

業界関係者は、「韓国国税庁は、2008年の税法改正でも海外特許使用料の課税を試みており、長年の懸案事項であった」と述べ、「韓国政府の立場からすれば租税の定義が実現されたことを意味するが、大法院の判決過程で大法官3名が反対意見を表明し、一審および二審の判決を完全に覆すなど、施行にあたっては議論が生じる可能性がある」と語った。

紛　争

ソルス「米国裁判所、SKネクシリスの営業秘密併合申請を棄却」

SKネクシリス(SK Nexilis)社が、ソルス先端素材(Solus Advanced Materials)社の営業秘密侵害の有無について審理を求めた申請が、米国裁判所で受理されなかった。

ソルスは、特許侵害訴訟の拡張を求めたSKネクシリスの申請が米国裁判所に棄却されたことを明らかにした。SKネクシリスは8月、特許侵害訴訟において営業秘密侵害を併合して審理してほしいと更に要請していた。

この事件を審理する米国テキサス東部連邦地方裁判所は、現在進行中の特許侵害訴訟とは別の新たな事案であるとして、別個に進行する必要があると判断した。

銅箔製造工程に関する添加剤のレシピ、電解液の運転条件、ドラム管理方法などはすでに市場で汎用的に使用されている技術であるというのが、ソルス側の立場である。

両社の特許を巡る対立は、2023年11月にSKネクシリスが米国裁判所に特許侵害訴訟を提起したことで始まった。また、欧州裁判所でも特許に関する訴訟が進行している。

ソルスも2023年に韓国でSKネクシリスを相手に反訴を提起しており、現在一審が行われている。

出願動向

訂正請求を伴う特許取消決定の取消範囲に関する事件(特許法院 2024HEO13442)

【判示事項】

特許取消申請手続きにおいて訂正請求がある場合、取消決定のうち、違法とはいい難い訂正認定部分、および請求項1の訂正発明に関する部分まで、違法と判断された請求項2の訂正発明に関する部分と併せて取り消す必要があるか(消極的)

【判決要旨】

請求を一部容認

1.特許法院の判断

特許法院は審理の結果、請求項1の訂正発明については進歩性が否定されるものの、請求項2の訂正発明については進歩性が否定されないと判断した。特許法院は以下の理由を示し、本事件取消決定のうち請求項2の訂正発明に関する部分のみを取り消し、原告のその他の請求については棄却した。

2.争点に関する判示

特許取消申請の手続きにおいて訂正請求がある場合、訂正の認定可否は取消申請手続きで併せて審理されるため、独立した訂正審判請求の場合とは異なり、訂正請求部分は別個に確定するわけではなく、取消申請の決定が確定する際に同時に確定する。また、取消申請手続きにおいて訂正請求は、特別な事情がない限り不可分の関係にあるため、一括して可否を判断すべきではある。

しかし、かかる事情だけで、本事件取消決定のうち違法とはいい難い訂正認定部分、および請求項1の訂正発明に関する部分まで、違法と判断される請求項2の訂正発明に関する部分と併せて取り消される必要があるとする論理必然的な理由があるとはいえない。また、これは訂正前の特許

発明の請求項全体にわたって訂正請求がなされていたという事情まで考慮しても同様である。したがって、本事件取消決定のうち、請求項2の訂正発明に関する部分のみを取り消すこととする。

【判決の意義】

特許審判院が訂正請求を認めた上で複数の請求項について特許取消決定を下したが、特許法院が一部の請求項について異なる判断を示した場合に、その取消範囲に関して明確にした事案である。

最新技術

韓国の研究チーム、28年に及ぶ暗黒物質の謎を解く…「ノーベル賞への一歩」

韓国の研究チームが、28年間続いた「暗黒物質論争」に終止符を打った。1998年にイタリアの研究チームが暗黒物質の信号と指摘した「DAMA実験の信号」が、暗黒物質ではないことを最終的に証明したのである。これはノーベル賞へと繋がる可能性があるほど革新的な研究と評価されている。

基礎科学研究院(IBS)地下実験研究団が主導する「コサイン(COSINE)-100」国際共同研究チームは、イタリアのDAMA実験が捉えた信号が暗黒物質の証拠ではないことを証明した研究結果を、国際学術誌「Science Advances」に発表した。

暗黒物質の構成成分はまだ究明されていないが、弱い相互作用しかない、質量を持つ基本粒子(WIMP)で構成されているという説がある。WIMPは電子や陽子よりもはるかに重いが、光や他の物質とはほとんど相互作用しないため、検出が困難だ。

まれに物質中の原子核と衝突して生じる極めて微弱な閃光を電気信号に変換し、検出器で捉えることができる。この信号を、イタリアの研究チームは捉えたとしていた。

しかし、他のどの実験でも同じ信号が再現されなかったため、これは暗黒物質の決定的な証拠なのか、それとも実験上の誤りなのかが、長年にわたって世界の物理学界の難題となっていた。

研究チームは、アメリカやイギリスなど5ヶ国、19の研究機関と協力し、この難題の解明に取り組むため、2016年に韓国の江原道(カンウォンド)襄陽(ヤンヤン)の地下700メートルで「コサイン-100」の実験を開始した。地下深くで実験を行ったのは、宇宙線(Cosmic Rays)などの背景ノイズを最小限に抑えるためである。

2023年までの6年以上で収集したデータを精密に分析した結果、「コサイン-100」実験では、DAMAが主張していた暗黒物質の信号は検出されなかった。

研究チームは、「信頼度99.7%の水準で、イタリアの研究チームの主張に反駁する結果が得られた」とし、「DAMAが主張した信号は暗黒物質によるものではなく、同じ実験条件下で再現不可能であることを明確に示した」と説明している。

また、すでに2018年にも科学誌「Nature」において「DAMAのチームと似た方式で実験を行ったが、信号は検出されなかった」という研究成果を発表していた。これに関して、「今回の研究では、エネルギーの測定方式をDAMAと同一にすることで、精度を最大限に高めた点が過去とは異なる」と述べている。

さらに、交差検証も実施した。競合する研究チームのひとつであるスペインの「アナイス(ANAIS)-112」実験チームと共同研究を行い、同様の結果を得た。これは学術誌「Physical Review Letters」に掲載されている。

研究チームは、新たに韓国の旌善(チョンソン)に建設された地下1,000メートルの実験施設「礼美(イェミ)ラボ」へ拠点を移し、暗黒物質の観測に関してさらなる実験を進める計画だ。ある科学界関係者は、「今回の研究を基にDAMAの信号の正体が明らかになれば、ノーベル賞も期待できるだろう」と語った。

実験を主導したIBS地下実験研究団の副団長は、「数年にわたる努力の末に、韓国主導の実験で世界物理学界の

長年の難題に答えを示すことができ嬉しく思う」とし、「特に、2つの独立した実験が同じ結論に達した今回の共同研究は、交差検証の成功例だ」と強調した。

＜用語解説＞暗黒物質(dark matter)

宇宙全体の質量とエネルギーの約27%を占めるとされる未知の物質。人類はまだその正体を解明できていないが、専門家たちは、暗黒物質が宇宙に豊富に存在し、宇宙の構造や進化に大きな影響を与えていると考えている。

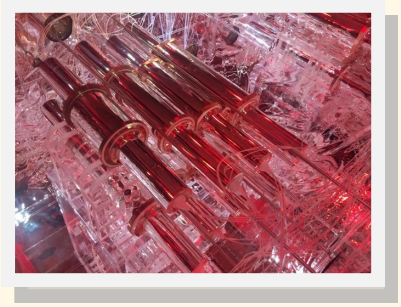

商　標

旅行商品名を安易に使って訴訟?

ブラックヤク、商標権争いに巻き込まれる

アウトドア企業のブラックヤク(BLACK YAK)が商標権争いに巻き込まれそうだ。特に問題となっているのは「スリー・ピークス・チャレンジ(3つの峰への挑戦)」という名称で、MBCエブリワンで放送されている番組の名称としても使用されており、バラエティ業界にも波紋が広がる可能性がある。

旅行・レジャー業界によると、スンウ旅行社は、自社が包括的な所有権を有する「スリー・ピークス・チャレンジ」という商標名を、ブラックヤクとエブリワンが無断で使用しているとして、名称の使用差止と損害賠償に関する内容証明を送ったことが確認された。旅行商品に関する商標の侵害論争が起こったのはこれが初となる。

スンウ旅行社は内容証明を通じ、「本名称は(実質的に)同一または類似の商標と判断され、商標法第108条に基づく侵害に該当する可能性がある。名称の使用差止と修正を求める」と要求した。

商標侵害の問題となった「スリー・ピークス・チャレンジ」は、スンウ旅行社が2021年に商標出願を行った名称だ。スンウは出願直後から、韓国の三大高峰(雪岳山、智異山、漢拏山)に2泊3日で挑戦する「コリア・スリー・ピークス・チャレンジ(Korea 3 Peaks Challenge)」コースに続き、「トリプル悪山チャレンジ(険しい山として有名な、月岳山の霊峰、雉岳山の毘盧峰、雪岳山の大青峰における恐竜稜線ルート)」など、多様なツアー旅行商品に活用している。

ブラックヤクは、韓国最大のアウトドアコミュニティプラットフォームであるアルパインクラブ(BAC)を通じ、「スリー・ピークス・チャレンジ」イベントを定期的に行っている。

また、MBCエブリワンは、同一の名称を番組内で使用している。24時間以内に雪岳山、智異山、漢拏山のスリー・ピークスに挑戦するという内容で、2021年に初めてこの名称が番組で使われたが、この放送直前に商標出願は完了していた。

ブラックヤク側はこの件について、「商標出願より前の2021年初頭からイベントを実施しており、故意性は皆無だ」と述べ、「円満に事実関係を解決していきたい」と話している。

ブラックヤクやMBCエブリワン側で適切な対応が取られない場合、今後は商標権侵害による刑事訴訟や損害賠償を含む民事訴訟などの法的争いに発展する可能性があり、旅行業界も注視している。

スンウ旅行社の代表は、「旅行自体が無形の商品であり、新商品を開発しても著作権がないため、いつも誰かに横取りされ、より安く販売されるなど、弊害が多いのが現状だ」と語り、「警鐘を鳴らすという意味で、今回の法的措置を取ることにした」と述べた。

女性のデザイン出願割合、25年間で約5倍に増加

韓国のデザイン権出願者のうち、3人に1人は女性であることが分かった。

韓国知識財産処によると、1999年には女性によるデザイン出願の割合はわずか7.6%だったが、2024年には35.4%に急増し、2025年上半期も同水準を維持しているという。25年間で約5倍に増加したことになる。

同期間中、特許・実用新案(5.2%→20.7%)、商標(14.3%→38.0%)においても女性の出願割合は増加したが、伸び率で見ると、デザイン分野が最も急激な上昇を示している。

知識財産処の関係者は、「コロナ以降、全体的に個人による出願は減少傾向にある中でも、MZ世代(ミレニアル世代とZ世代)を中心とした女性の出願は増加を続けており、デザイン業界の新たな成長の原動力として注目されている」と述べた。

2025年上半期の年齢別出願状況を見てみると、男性のデザイン出願人は50代が最も多いのに対し、女性は30代以下が過半数(50.6%、2025年6月時点)を占めており、若年層の割合が圧倒的に高いことが分かった。

品目分類でも男女の違いが明確に現れている。男女ともに衣類およびファッション雑貨(第2類)の出願が多い点は共通しているが、男性は家具(第6類)、建築ユニットおよび建設資材(第25類)など伝統的な製造業に基づく品目が優勢である一方、女性は文具類(第19類)、装飾用品(第11類)など、若い消費者の嗜好や最新トレンドを素早く反映できる分野で頭角を現している。

特に食品(第1類)と文具類(第19類)では、2022年から女性の出願数が男性を上回り、2025年上半期もそれぞれ63.9%、51.3%の割合を占めるなど、優位を保っていることが明らかになった。

こうした傾向は、単なる品目の好みの違いにとどまらず、デジタルプラットフォームを基盤とした市場環境の変化とも密接に関係している。オンラインショッピングが主要な購買チャネルとして定着し、SNSやオンラインコミュニティが情報の共有や拡散の中心的な場となる中で、流行に敏感でオンラインに慣れた若い女性クリエイターたちが、アイデアを素早く市場に反映できるようになったという。

さらにインフルエンサー・マーケティングの拡散が加わることで、製作や販売へと参入するハードルが低くなり、トレンドの変化が速い分野において、女性クリエイターの活躍の場はますます広がっていると説明している。

知識財産処の商標デザイン審査局長は、「デザインはトレンドの変化が最も早く反映される知的財産分野だ」と述べ、「女性クリエイターの活発な参加が、産業全体の多様性と創造性を広げるきっかけになっている」と語った。

また、「今後も年齢や性別を超えて、出願人の創造的な活動が産業全体の革新につながるよう、制度的な支援やニーズに合わせた政策を強化していく」と付け加えた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA＆HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河　合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel ：+82-2-548-1609
Fax ：+82-2-548-9555, 511-3405
E-mail：haandha@haandha.com
Website : http://haandha.com

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel ：+82-2-3443-8434
Fax ：+82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr